

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 未払残業代の税務

違法な長時間労働やそれに伴う過労死・過労自殺等が大きな社会問題となっており、労働基準監督署は監督指導を強化させているようです。このような状況下で、企業が過去の未払残業代の支払を行うケースが増えています。

未払残業代の取り扱い

	過年分給与として支給	一時金として支給
法人税	支給日の属する事業年度の損金（法法 22）	
(源泉) 所得税	本来支給日の属する年分の給与所得（所基通 36-9（1）） ①過年分の年末調整の再計算 ②支給日の翌月 10 日までに不足税額の納付 ③給与支払報告書の再提出 （④従業員が確定申告をしている場合は修正申告）	賞与として支給日の属する年分の給与所得 ※1
消費税	不課税 ※2	
社会保険料	過年度の 4～6 月に対応するものであれば算定基礎届の再提出が必要 ※3	支給月の賞与の料率を適用

※1 支給日の属する年分の所得税とその翌年分の住民税の負担が増える点に注意が必要です。

※2 事業者免税点制度の判定上の「特定期間中の給与等支払額」には特定期間中に支払った支払明細書に記載すべきすべての給与等が対象となるため、実際に支払った日の属する特定期間の給与等支払額として認識することとなります（消法 9 の 2③）。

※3 4～6 月以外に対応するものに関しては、2 等級以上の変動がある場合は月額変更届の提出が必要となります。

お見逃しなく！

- 退職者に在職者と同様の条件で在職中の未払残業代等の給与の追加払いを行う場合は、退職したことに基因して支払われるものにはあたらないため、退職所得ではなく給与所得として源泉徴収することが必要です。この場合、原則として給与所得の源泉徴収税額表の乙欄で源泉徴収をすることとなりますが、扶養控除等申告書を他の勤務先等に新たに提出していないような場合は、甲欄での源泉徴収が認められることもあります。
- 労働基準法に違反すると最高で 300 万円の罰金を課されることがあります。罰金は法人税法上損金の額に算入されません（法法 55）。